

「新メディフィットA」等の改定

～身近なケガなどの通院保障等の新設、がん等の特定3疾病に対する保障強化等～

メディケア生命保険株式会社(本社：東京都江東区、取締役社長：野村洋一、以下「当社」)は、2023年12月4日より、医療終身保険(無解約返戻金型)(20)「**新メディフィットA**」等を改定し、「**損傷特約**」等を発売いたします。




「損傷特約」は骨折など運動器^{※1}のケガ、熱傷(やけど)の治療や手術、熱中症による点滴注射を受けられたときや、ケガ・骨折・熱中症の通院を、入院の有無にかかわらず保障いたします。

※1 運動器とは、骨・筋肉・靭帯・関節・神経など身体運動を担う組織・器官の総称です。

また、お客さまの多様なニーズによりきめ細かく対応するため、特にご要望の多い特定3疾病の一時金保障について「**がんに対する保障の充実**」(特定3疾病一時給付特約(23)・がん診断特約(23)の発売)や「**短期入院に対する保障の充実**」(初期入院10日給付特約の発売)を行います。

当社は住友生命グループの一員として、時代を先取りした商品の開発でお客さまのみらいと安心にもっとフィットすることで「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング」に貢献し、すべてのステークホルダーの皆さまから最も身近に感じていただける会社となるよう努めてまいります。

<新メディフィットA等の改定^{※2}全体像>

	ケガなど	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 損傷特約を発売 ・ 骨折などの従来の保障に熱傷(やけど)等を追加し、熱中症給付金を新設 ・ 骨折などで手術を受けた場合、さらに2倍保障する給付金(合計3倍)を新設 ・ ケガ・骨折・熱中症の通院を保障する損傷通院治療給付金を新設(Ⅱ型の場合)
	特定3疾病(がん部分) ・ がん診断	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定3疾病一時給付特約(23)・がん診断特約(23)を発売 ・ 新たながんと初めて診断確定(再発・転移を含む)された場合も保障 ・ がんによる先進医療・患者申出療養の通院や所定の緩和ケアも新たに保障 ・ 特定3疾病一時給付特約(23)・がん診断特約(23)の同時付加も可能
	初期入院10日給付特則	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 初期入院10日給付特則を発売(主契約) ・ 10日以内の入院でも一律10日分を支払う特則(選択肢)を新設 ・ 同時に入院一時給付特約(20)を付加することも可能
	ケガなど	✓ 損傷特約を発売
	特定3疾病(がん部分) ・ がん診断	✓ 特定3疾病一時給付特約(23)・がん診断特約(23)を発売
	特定3疾病(がん部分) ・ がん診断	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新メディフィットPlusを改定(主契約の改定) ・ 特定3疾病一時給付特約(23)と同様の改定に加えて、がん診断特約(23)を発売
メディフィットがん保険 メディフィットEX	がん診断	✓ がん診断特約(23)を発売
新メディフィットA 新メディフィットリターン 新メディフィットPlus メディフィットEX メディフィット収入保障	引受範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 告知項目「過去2年以内の健診指摘」を簡素化 ・ 告知対象となる臓器および検査の簡素化を実施

※2 新メディフィットA等の改定にあわせて「代理店店舗での保全手続きメニューの拡大」も実施いたします。

本件に関するお問い合わせ先

【お客さま】 コールセンター 0120-315-056

【報道関係者さま】 経営管理部 03-5621-3367



メディケア生命
住友生命グループ



1. 「新メディフィットA」等の改定

a. 損傷特約の発売

✓骨折等の治療に対する備えとして特定損傷特約※1を販売しておりますが、より幅広いお客さまのニーズに対応可能となるように、**損傷特約**を発売いたします。

※1 特定損傷特約では骨折、関節脱臼、腱・靭帯・半月板の断裂を保障しています。

✓**損傷特約**は、骨折など運動器※2のケガ、熱傷(やけど)の治療や手術、熱中症による点滴注射を受けられたときや、ケガ・骨折・熱中症の通院を、入院の有無にかかわらず保障いたします。

※2 運動器とは、骨・筋肉・靭帯・関節・神経など身体運動を担う組織・器官の総称です。

✓「I型」とケガなどの通院も対象の「II型」のいずれかを選択可能になり、多様なお客さまのニーズに対する選択肢をご提供できるものと考えております。

【商品概要】

特約の型	給付金名	支払理由	支払金額	支払限度							
I型 II型	特定損傷給付金	▶病気・ケガによる骨折の治療を受けられたとき ▶ケガによる関節脱臼、筋肉・腱の断裂、靭帯の断裂、半月板の断裂、神経の断裂または熱傷(やけど)の治療を受けられたとき(ケガをした日からその日を含めて180日以内の治療が対象)	特定損傷給付金額	通算10回							
	重度特定損傷給付金	▶病気・ケガによる骨折の手術を受けられたとき ▶ケガによる関節脱臼、筋肉・腱の断裂、靭帯の断裂、半月板の断裂、神経の断裂または熱傷(やけど)の手術を受けられたとき(ケガをした日からその日を含めて180日以内の手術が対象)	特定損傷給付金額×2	通算10回							
	熱中症給付金	▶熱中症による点滴注射を受けられたとき	特定損傷給付金額×20%	通算10回							
	損傷通院治療給付金	▶以下のいずれかの原因で通院対象期間中に通院(往診を含みます。)をされたとき <table border="1" data-bbox="442 1207 1028 1371"> <thead> <tr> <th>通院の原因</th> <th>通院対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケガ</td> <td>ケガをした日からその日を含めて180日以内</td> </tr> <tr> <td>骨折</td> <td>骨折をした日からその日を含めて180日以内</td> </tr> <tr> <td>熱中症</td> <td>発症日からその日を含めて180日以内</td> </tr> </tbody> </table>	通院の原因	通院対象期間	ケガ	ケガをした日からその日を含めて180日以内	骨折	骨折をした日からその日を含めて180日以内	熱中症	発症日からその日を含めて180日以内	損傷通院治療給付日額×通院日数
通院の原因	通院対象期間										
ケガ	ケガをした日からその日を含めて180日以内										
骨折	骨折をした日からその日を含めて180日以内										
熱中症	発症日からその日を含めて180日以内										

【月払保険料例】

<設例> 保険期間・保険料払込期間:80歳満期、保険料払込免除の特約付加なし

I型、特定損傷給付金額：5万円 の場合

II型、特定損傷給付金額：5万円、損傷通院治療給付日額：3,000円 の場合

	男性		女性	
	I型	II型	I型	II型
30歳	245円	545円	245円	629円
40歳		584円		728円
50歳		626円		848円

b. 特定3疾病一時給付特約(23)・がん診断特約(23)の発売

- ✓お客さまニーズの高いがんの保障をさらに充実させるため、がん一時給付金の2回目以後の支払理由に「診断確定(『新たながん』と診断確定で支払う)」、「がんによる先進医療または患者申出療養による通院や所定の緩和ケア」を追加いたします。(がん診断特約(23)も同様の改定を行います。)
- * 現行の特定3疾病一時給付特約(22)のⅡ型では、がん一時給付金の2回目以後は、「がんによる入院」「がんによる所定の通院(抗がん剤治療(ホルモン剤のみによる治療は除く)、放射線治療、手術、骨髄移植術)」を保障しています。
- * 特定3疾病一時給付特約(23)は、新メディフィット リターンも同様です。がん診断特約(23)は、新メディフィット リターン、新メディフィットPlus、メディフィットがん保険、メディフィットEXも同様です。
- ✓「保障がシンプルなⅠ型」と「保障が充実したⅡ型」のいずれかを選択可能になり、多様なお客さまのニーズに対する選択肢をご提供できるものと考えております。
- ✓**特定3疾病一時給付特約(23)**の特定3疾病の保障に加えて、**がん診断特約(23)**を付加することでがんの保障をさらに手厚くすることが可能になるなど、設計の幅が広がります。

【商品概要】

各特約の保障範囲	給付金	支払理由	Ⅰ型	Ⅱ型	支払限度
特定3疾病一時給付特約(23)の保障範囲 がん診断特約(23)の保障範囲	がん一時給付金※1	初回	初めてがんと診断確定されたとき	(同左)	それぞれ1年に1回 支払回数無制限
		2回目以後	次のいずれかに該当 ・ 新たながんと初めて診断確定(再発※2・転移を含む) ・がんによる入院を開始	NEW 次のいずれかに該当 ・ 新たながんと初めて診断確定(再発※2・転移を含む) ・がんによる入院を開始 ・がんによるa~eのいずれかの所定の 通院 a:抗がん剤治療(ホルモン剤のみによる治療は除く。) b:放射線治療 c:手術 d:骨髄移植術 e:先進医療・患者申出療養 ・ がん性疼痛等の緩和のためaまたはbの所定の緩和ケア をされたとき a:オピオイド鎮痛薬による薬剤治療または神経ブロック b:在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療	
	心疾患一時給付金	急性心筋梗塞	入院または手術	入院または手術	
		上記以外の心疾患	20日以上継続した入院または手術		
脳血管疾患一時給付金	脳卒中	入院または手術	入院または手術		
	上記以外の脳血管疾患	20日以上継続した入院または手術			

※1 がん診断特約(23)ではがん診断給付金。

※2 すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したものの。

【月払保険料例】

- ＜設例＞ 特定3疾病一時給付特約(23)、Ⅱ型、基本給付金額50万円、
保険料払込免除の特約付加なし、終身払い の場合
- がん診断特約(23)、Ⅱ型、がん診断給付金額50万円、
保険料払込免除の特約付加なし、終身払い の場合

	特定3疾病一時給付特約(23)		がん診断特約(23)	
	男性	女性	男性	女性
30歳	1,410円	1,265円	900円	970円
40歳	2,255円	1,785円	1,395円	1,310円
50歳	3,635円	2,420円	2,215円	1,660円

c. 初期入院10日給付特則の発売

- ✓ 短期入院の費用負担に手厚く備えられる保障として、10日以内の入院でも入院給付金を一律10日分支払う特則（**初期入院10日給付特則**）を発売することで、入院費用への備えに対する多様なお客さまのニーズに対する選択肢をご提供できるものと考えております。
- ✓ 同時に入院一時給付特約(20)の付加も可能のため、お客さまのニーズに合わせた自由な設計が可能です。

【月払保険料例】

- ＜設例＞ 新メディフィットA主契約(60日型、特定3疾病入院無制限給付特則適用、Ⅱ型、
入院給付日額5,000円)、保険料払込免除の特約付加なし、終身払い の場合

	男性		女性	
	初期入院10日給付特則適用なし	初期入院10日給付特則適用	初期入院10日給付特則適用なし	初期入院10日給付特則適用
30歳	1,310円	1,495円	1,410円	1,595円
40歳	1,860円	2,100円	1,545円	1,715円
50歳	2,735円	3,045円	2,110円	2,305円

d. その他の変更内容

✓ 取扱基準の変更(法人契約)

新メディフィットPlus、特定3疾病一時給付特約(23)、がん診断特約(23)の給付金額の上限を500万円に拡大します。(個人契約は200万円のまま変更ありません。)

* 特定3疾病一時給付特約(23)とがん診断特約(23)を同時付加する場合は合算で判定します。

新メディフィットPlusにがん診断特約(23)を付加する場合は、主契約(初回上乘せ基本給付金額含む)と合算で判定します。

2. 「新メディフィットPlus」の改定

a. 主契約の改定

✓ 現行の特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(22)の特定3疾病保障型は、特定疾病一時給付特約(22)と同様の保障を提供しており、特約の改定とあわせてがん一時給付金の2回目以後の保障内容をレベルアップをした特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(23)「新メディフィットPlus」に改定します。

保険契約の型	給付金	支払理由	I型	II型	支払限度	
特定3疾病保障型 特定8疾病保障型	がん一時給付金	初回	初めてがんと診断確定されたとき	(同左)	それぞれ1年に1回 支払回数無制限	
		2回目以後	次のいずれかに該当 ・ 新たながんと初めて診断確定(再発^{※1}・転移を含む) ・がんによる入院を開始	次のいずれかに該当 ・ 新たながんと初めて診断確定(再発^{※1}・転移を含む) ・がんによる入院を開始 ・がんによる a～eのいずれかの所定の通院 a:抗がん剤治療(ホルモン剤のみによる治療は除く) b:放射線治療 c:手術 d:骨髄移植術 e: 先進医療・患者申出療養 ・ がん性疼痛等の緩和のためaまたはbの所定の緩和ケア をされたとき a:オピオイド鎮痛薬による薬剤治療または神経ブロック b:在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療		
	心疾患一時給付金	急性心筋梗塞	入院または手術	入院または手術		
		上記以外の心疾患	20日以上継続した入院または手術	入院または手術		
	脳血管疾患一時給付金	脳卒中	入院または手術	入院または手術		
		上記以外の脳血管疾患	20日以上継続した入院または手術	入院または手術		
慢性腎不全一時給付金	慢性腎不全による入院または通院					
肝硬変一時給付金	肝硬変による入院または通院					
慢性膵炎一時給付金	慢性膵炎による入院または通院			それぞれ1年に1回		
糖尿病一時給付金	糖尿病で次のいずれか(2回目以後は②・③のいずれか)に該当 ①180日以上継続したインスリン治療 ^{※2} ②糖尿病性網膜症による手術 ③糖尿病性壊疽による、1手の1手指または1足の1足指以上の切断術			通算5回		
高血圧性疾患一時給付金	高血圧性疾患で大動脈瘤または大動脈解離による手術					

※1 すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したものの。

※2 インスリン治療は、初めて糖尿病一時給付金をお支払いするときのみ対象。

【月払保険料例】

＜設例＞ 特定8疾病保障型・Ⅱ型、基本給付金額50万円、初回上乘せ基本給付金額0円、
保険料払込免除の特約付加なし、終身払い の場合

	男性	女性
30歳	1,960円	1,625円
40歳	3,135円	2,340円
50歳	4,990円	3,265円

3. 新メディフィットA等の引受範囲の拡大

✓告知項目「過去2年以内の健診指摘」の対象となる臓器および検査の簡素化を行います。健診指摘の対象となる臓器は子宮等の4つ、検査は血液検査^{※1}のみとしますので、引受範囲が広がります。

※1 血液検査で行うしゅようマーカー検査を含みます。

* 健康診断後の医師の診察による経過観察や治療で過去3か月以内等の他の告知に該当する場合は、従前どおり告知が必要です。

* 新メディフィットリターン、新メディフィットPlus、メディフィットEX、メディフィット収入保障も同様です。

4. 代理店店舗での保全手続きメニューの拡大（一部先行実施済）

✓生命保険料控除証明書の再発行依頼があった際に、代理店店舗にて再発行・印刷し、その場でお客さまへ手交することが可能となります。（当社で初回発行後に処理が可能となります。）^{※2}

✓他の代理店店舗での契約も含めて、複数契約同時での住所変更手続きおよび先日付の予約受付が可能となります。（お客さまとの対面手続きが必須です。）^{※2}

✓払込方法変更・名義変更の手続きについて代理店店舗での対応が可能となります。^{※3}

※2 生命保険料控除証明書の再発行・住所変更手続きは、2023年9月25日に先行実施済みです。

※3 払込方法変更・名義変更手続きは、2024年4月にむけて対応準備中です。

* 一部のチャネルについて、取扱いがない場合があります。

この資料は、商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。